

「高齢者・障がい者などが暮らしやすい環境づくり」について

勉強会の整理(2月4日開催分)

社会福祉協議会が行なう取組み

在宅福祉サービス事業

注目

ボランティア活動推進事業

移送サービス事業

子育て支援事業

広報啓発事業

助成事業

法人運営事業

区民の在宅福祉を支えるため、地域住民や関係団体と協力して事業実施。

- 1 ささえ合い事業
- 2 介護者のつどい
- 3 各種講座の開催など

担い手3本柱

ささえ合い協力員

ボランティア団体

町内会・自治会など

しかし

事業展開上の課題

ささえ合い協力員

- ・登録者が減少傾向にある
- ・登録前講座の受講者が少ない
- ・社協での事務負担に限界があるなど

ボランティア団体

「グッドネイバース」など町内会・自治会などとも連携した取組みを実施している団体もあるが、まだ一部の地域の取組みに留まっている。

町内会・自治会など

老人クラブの友愛チームによる活動や塔之越自治会のささえ合い活動などがあるが、一部の地域の取組みに留まっている。

今後の取組み(案)

* 次回部会において検討

1 課題の原因を調査

ささえ合いを行なう上で、課題の原因となっていることを調査する。(3本柱毎)

- ・生活支援を必要とする方を把握できているのか?
- ・サービス提供する方と受ける方のマッチングがうまくいっているのか?
- ・さまざまな制度があることは知られているのか?
- ・参加してくれる人(主体となる人)がいるのか? など

調査方法の検討

- ・関係団体等からのヒアリング等の実施?

2 課題解決方法の検討

課題を解決するために、どのような取組みが必要か検討する。

- ・課題の原因を無くすために、どのような取組みが必要なのか?
- ・類似した取組みを行う団体と連携し、より効果的な取組みに発展させられないか?
- ・モデル的な取組みを実施し検証できないか? など